

10月・11月・12月開講コースの認定申請受付期間：令和7年7月1日（火） ～ 令和7年7月14日（月）

訓練分野		第3四半期
		10月・11月・12月開講コース
		認定上限定員数
計画総合計		119
基礎	基礎分野	40
	基礎コース計画枠	40
実践	介護分野	18
	医療事務分野	0
	デジタル分野 （IT及びデザイン（WEB系））	28
	営業・販売・事務分野	18
	地域ニーズ分野 （eラーニング及びオンライン）	15
	その他分野	0
	実践コース計画枠	79

- ※1 毎月ではなく3か月まとめて審査・認定が行われます。
- ※2 実績枠と新規参入枠が競合した場合、新規参入枠を優先とし、次に実績枠の順で交互に選定するものとします。
- ※3 一訓練機関が同一訓練施設で行う訓練の認定申請数の上限は、基礎コースは1訓練科までとし、実践コースは分野を問わず1訓練科までとします。
- ※4 基礎コースで余剰定員が生じた場合でも、実践コースでの活用は行いません。
- ※5 実践コースで余剰定員が生じた場合でも、基礎コースでの活用は行いません。
- ※6 実践コースで余剰定員が生じた場合、同コース内の他の分野での活用を行う場合があります。
- ※7 実践コースの「デジタル系」については、eラーニングコースを含みます。
- ※8 基礎コースの新規参入枠は、18名とします。実績枠で余剰が生じた場合に、新規参入枠での活用を行う場合がありますが、年間の新規参入枠の範囲内となります。
- ※9 実践コースの新規参入枠は、18名とします。実績枠で余剰が生じた場合に、新規参入枠での活用を行う場合がありますが、年間の新規参入枠の範囲内となります。
- ※10 各分野において、選定点数の高い訓練機関から認定上限定員数を埋めていった結果、定員調整の必要が生じた場合は該当の訓練機関に対し、定員調整を機構香川支部から依頼する場合があります。
（認定上限定員数の残数が8名未満の場合には、定員調整を依頼しない場合があります。）